

## 山陽小野田市国民健康保険条例の改正について

## 1 出産育児一時金の額及びその加算の上限額の改定

出産育児一時金の支給額を「40万4,000円」から「40万8,000円」に引き上げるとともに、産科医療補償制度の掛金相当額である加算の上限額を「1万6,000円」から「1万2,000円」に引き下げるもの。

【公布年月日：令和3年12月21日、施行期日：令和4年1月1日】

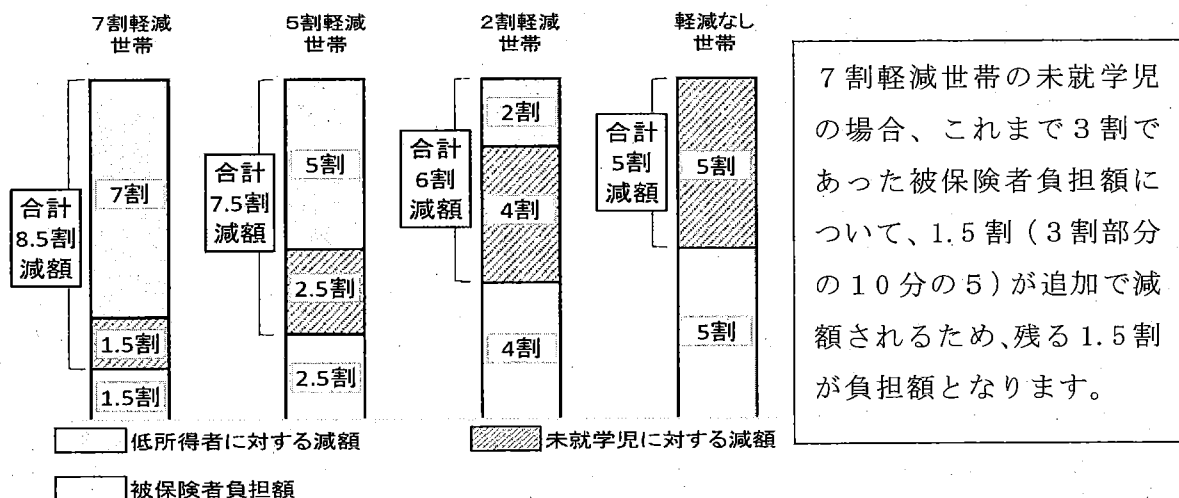
(参考) 産科医療補償制度に加入している医療機関等における出産の場合

区 分	改 正 前	改 正 後
出産育児一時金の額	40万4,000円	40万8,000円
出産育児一時金(加算分)の上限額	1万6,000円	1万2,000円
合 計	42万 円	42万 円

## 2 保険料における未就学児に係る被保険者均等割額の減額

未就学児に係る被保険者均等割額について、10分の5を乗じて得た額を減額するもの。

【施行期日：令和4年4月1日】



※対象世帯数等の見込み 対象世帯数：140世帯、対象未就学児数：180人、影響額(保険料収入の減少額)：182万円

## 3 保険料における賦課限度額の引き上げ(予定)

今後、国が医療分に係る賦課限度額を現行の63万円から65万円に2万円引き上げ、後期分に係る賦課限度額を現行の19万円から20万円に1万円引き上げる見込みです。本市においても、国が定める限度額と同額とするため、引き上げを予定します。

【施行期日(予定)：令和4年4月1日】